

古河石炭鑛業株式會社第二目尾坑勞働爭議

- 一、爭議發生の場所 福岡縣鞍手郡小竹町新多（第二目尾坑）
- 二、經營主体 古河石炭鑛業株式會社西部鑛業所
- 三、從業員數 一、一〇四名（内女一一名）
- 四、爭議參加人員 一〇名（罷業約二〇〇名）
- 五、支持勞働組合 坑夫組合九州聯合會
- 六、爭議發生年月日 昭和八年十一月二十三日
- 七、爭議解決年月日 同 年十二月十七日
- 八、爭議發生の原因

十一月三日開催の炭坑主催運動會當日、坑夫細田勝は同世話役中村守夫との間に口論を解へ中村より歐打負傷せしめられたので、炭坑當局は同月七日喧力兩成敗で兩名を解雇した然るに傳へらるゝところに依れば炭坑側に於て、細田は日常

勤務振り優秀なりとて適當な機會に再採用の意嚮あるやに反し、中村は平素炭坑に對し反抗的態度あり此際同人を退坑せしむると共に其の親友榎某をも解雇せんとするの計劃を有したりとて、中村等は之を不服となし、且つ本年七月坑内作業中負傷したる採炭夫岡野菊太郎の公傷を私傷として取扱ひ遂に半身不隨となり就業不能に陥り十一月十四日解雇したる事件其他を指摘して炭坑當局に對し抗爭を開始すべく、十一月二十二日夜坑夫組合九州聯合會の應援を求めて其の事務所（直方市新町）に主謀者數名參加協議の結果翌二十三日要求書並に歎願書を提出することゝなつたのである。

九、要求書並に歎願書提出（第一回十一月二二、二三、一第二回十一月二五）十一月二十三日（第一回）次の要求書並に歎願書を提出したるも何等の回答を得ず物分れとなる。